９月分　　№３

件　名	育児休業等カバー職員への手当について
受付日	令和８年９月４日
ご意見・ご提案の概要	愛知県は、育児休業や介護休暇を取得した職員に代わり業務を担当した場合、休暇を与え、勤勉手当を加算する制度を創設する。 他自治体や企業との人材獲得競争が激化する中、安心して働き続けられる環境を整備し「選ばれる県庁」を目指すために、岐阜県でも導入してほしい。
県の考え方	職員が気兼ねなく育児休業を取得できることは、職員が安心して働き続けられる環境整備の中でも重要な要素であると認識しています。 職員が気兼ねなく育児休業を取得するには、まずはその職員に代わって業務を行う人員を適切に配置することだと考えています。実際、直近３年間では、４月１日時点で育児休業取得者の約９割に代替職員を配置しています。ただし、人員の少ない技術職や短期育児休業の場合など、代替職員の配置が困難な場合もあります。 こうした場合に、例えば愛知県のような措置を講じることは、育児休業者の業務を分担した職員の負担感の軽減につながる可能性があるのではと考えています。 そのため、今後は、他の自治体の事例をよく研究し、職員からも意見を聞いたうえで、制度導入の必要性や適切な制度設計について検討してまいります。
担当課	知事公室　人事課